

電子議会の国際的動向と米国の事例

岡 村 光 章

- ① ネット選挙といわれた2008年の米国大統領選挙は、ソーシャルメディアを駆使した現オバマ大統領の圧勝に終わった。これを1つの契機とした米国内におけるソーシャルメディアの浸透は、議会と市民とのコミュニケーションの在り方や議員の政治活動に大きな影響を与えている。
- ② 国際社会で、議会におけるソーシャルメディアを含む情報通信技術（ICT）の開発・支援に積極的な機関としては、列国議会同盟（IPU）、国連開発計画（UNDP）、世界銀行等が挙げられる。なかでもIPUは、国連事務局経済社会局と共同で「議会におけるICTグローバルセンター」を立ち上げ、積極的に活動している。同センターは、2007年に第1回世界電子議会会議を主催、2008年、世界中の議院への調査票の配布による調査を行い、議会におけるICT利用の現状をレポートにまとめた。この成果を踏まえて、同じ2008年には、第2回世界電子議会会議が開催されている。更に2009年に第3回世界電子議会会議を開催し、新たな内容で世界的な調査を行い、電子議会に関わる課題・問題点を抽出し、2010年には今後10年間（2010-2020年）の目標を掲げたレポートをまとめている。
- ③ 米国での議会の情報発信は、公的な機関としては連邦政府の上院、下院、政府印刷局（GPO）及び議会図書館の立法情報提供システム（THOMAS）により行われているが、民間の商用データベースにおける議会の情報発信も重要な位置を占めている。
- ④ ICTを用いた議会の情報発信によりアクセスを容易にし、議会の公開性、透明性は抜群に向上した。更にソーシャルメディアの浸透が、議会・議員と市民との双方向的なコミュニケーションを容易なものにしている。
- ⑤ 世界各国のなかには、法案の起草段階まで市民が関与するウェブサイトでの仕組みを持つ国もあり、ソーシャルメディアは、今後、議会の新しい在り方に影響を与え続けるであろう。
- ⑥ そうした新たな潮流のなかで、ウェブの技術を苦も無く身につけている若者たちの存在価値が比重を高めている。ネット選挙といわれたオバマ大統領の陣営を支えたのは、そうした若者たちであるといえよう。

電子議会の国際的動向と米国の事例

議会官庁資料調査室 岡村 光章

目 次

はじめに

I 電子議会の国際的動向

- 1 これまでの経緯
- 2 世界電子議会会議 2009
- 3 世界電子議会レポート 2010

II 米国の事例

- 1 GPO アクセスと他の7つのウェブサイトとの比較
- 2 議員と市民とのコミュニケーション

III 電子議会の概念の変遷と今後の見通し

- 1 情報発信機能を軸とした第一段階
- 2 ソーシャルメディアによる双方向のコミュニケーションが加わった第二段階
- 3 立法過程そのものへの市民の参加
- 4 「現在の若者」が社会の主役になる未来への予見

おわりに

はじめに

イリノイ州の無名の新人上院議員であった現オバマ米国大統領が、なぜヒラリー・クリントンやマケインなどの知名度抜群の対立候補を次々と倒して、大統領に当選したのか、カリスマ性や知性などに溢れているという人格的な理由もあるが、ソーシャルメディア⁽¹⁾の力が勝利の原動力になった、といわれている。⁽²⁾

MyBO という愛称で呼ばれていた公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス⁽³⁾ (Social Networking Service: SNS) の My.BarackObama.com は、オバマ陣営のデジタル世界の拠点であり、アカウントを取得した登録ユーザーは300万人以上にもなった。

このSNSから、登録ユーザーはイベントのノウハウを身に付け、20万回以上の選挙関係イベントを行い、また登録ユーザーによる5ドル、10ドル、15ドル、25ドルという小口ネット献金の総額は約5億ドルにも達した。⁽⁴⁾

ユーチューブでのビデオによる選挙合戦は、オバマ陣営が2,000本、対するマケイン陣営は376本。公式ビデオだけではなく、支持者自身が応援ビデオを作成し、多くのヒット作を生んだりした。⁽⁵⁾

ソーシャルメディアを多用した、ミレニウム世代⁽⁶⁾といわれる若者たちの草の根的ボランティア選挙活動が、オバマを歴史的勝利に導いたといえる。

2008年の米国大統領選挙は、まさに「ネット選挙」であった。

こうした選挙の在り方の急激な変化は、米国議会に強い影響を与えている。

2009年11月3日から5日まで、ワシントンDCにおいて「第3回世界電子議会会議」が開催された。開会にあたって、米国下院の議長、ナンシー・ペロシは次のように述べている。

「今日、アメリカ人から議会の議員へのメッセージは、ある市民がTwitterやブログ、あるいはFacebook⁽⁷⁾に投稿するのと同じ速さで届いている。こうした世界をリードしているのは、世界の若者たちである。下院議長に就任しての旅行の際、多くの大統領、首相、王族に会ったが、自分にとって最も印象強く、しかも啓発的だったのは、若者との出会いであった。若者たちは、最新のテクノロジーを使って、彼ら独自の国際的な対話を行っている。」⁽⁸⁾

本稿では、ここ1年間の電子議会の国際的動向を第3回世界電子議会会議の様相及び『世界電子議会レポート2010』を中心にして紹介し、併せて米国の様々なウェブサイトにおける議会

(1) Twitter、ユーチューブ、ブログ、eメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) など、インターネット上で参加者が情報を提供・交換・共有して、参加者間のコミュニケーションを活性化させるサービス。

(2) ラ hafフ・ハーフーシュ (杉浦茂樹ほか訳) 『「オバマ」のつくり方—怪物・ソーシャルメディアが世界を変える』 阪急コミュニケーションズ, 2010. (原書名: Rahaf Harfoush, *YES WE DID: An Inside Look at Social Media Built the Obama Brand*, 2009.)

(3) インターネット上で自分の名前や職業、趣味などを公開し、利用者同士の交流を図るコミュニティサイト。

(4) ハーフーシュ 前掲注(2), pp.3, 116-130.

(5) 杉田弘毅『アメリカはなぜ変わるのか』(ちくま新書) 筑摩書房, 2009, pp.166-167.

(6) 同上, p.76. 1980年前後から2000年前後に生まれた世代をいう。西暦2000年頃にその最初のグループが成年に達したことから、ミレニウム(新千年)世代と呼ばれる。

(7) 全米の大学をつなぐSNSとして2004年2月にサービスが始まった。しかし、2006年9月より、eメールアドレスのある特定の年齢に達した者であれば誰でも入会が可能となった。2010年7月21日、ユーザー数が5億人を突破。アメリカで最も浸透している。

(8) *Report World e-Parliament Conference 2009*, p.3. (http://www.ictparliament.org/sites/default/files/reportwepc_2009.pdf)

以下、インターネット情報は、平成22年8月23日現在である。

情報の発信、流通の実情及び議員と市民との双方向のツール事情などを紹介する。

I 電子議会の国際的動向

1 これまでの経緯

世界電子議会会議 2007 から世界電子議会会議 2009 に至る経緯について紹介する。⁽⁹⁾

主権国家の議会の国際組織である列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union: IPU) と国際連合事務局経済社会局 (United Nations Department of Economic and Social Affairs: UNDESA) が共同で立ち上げた「議会における ICT グローバルセンター」 (Global Centre for Information and Communication Technologies in Parliament: 以下「センター」とする。) は、毎年、世界電子議会会議を開催している。第 1 回会議 (World e-Parliament Conference 2007) は、2007 年 10 月、IPU 及び UNDESA、ASGP (Association of Secretaries General of Parliaments: 各国議会事務総長会) が共同で企画し、ジュネーブ (スイス) で開催された。副題は「議会プロセスにおける ICT の挑戦と利益」である。

この会議の成果と、89 か国・105 の議会から回答を得た調査結果を素材として、センター及び IPU、UNDESA の共同事業として『世界電子議会レポート 2008』がまとめられた。

このレポートの目的は、議会における情報通信技術 (Information and Communication Technology: ICT) 利用の信頼すべき指針を示し、各国議会間に教訓と実践を共有する機会を提供し、レポートで示された分析や発見を関係者間で有益な情報として役立てることであった。

2008 年の世界電子議会会議 (World e-Parliament

Conference 2008) は、前年の世界電子議会会議 2007 及び前述の『世界電子議会レポート 2008』の成果を踏まえて、2008 年 11 月にブリュッセル (ベルギー) の欧州議会を会場に開催された。

センターの執行責任者であるジェラルド・カジーニ氏 (Gherardo Casini) は、閉会の挨拶で会議全体を以下の 4 点に絞って総括した。

- ① 国内及び国際レベルの両方で、電子議会を育成する強い政治的意思を行使するよう呼びかけたい。
- ② 信頼性の高いタイムリーで完全な情報にインターネットでアクセスできるようになるため、投資を加速すべきである。
- ③ 立法文書のシステムと XML (extensible markup language) 標準の利用は、議会を支援するナレッジベース構築において重要な構成要素となる。
- ④ 新しい双方向の技術が急速に進展しつつあることからすれば、その成果を共有し、民主主義のプロセスに市民がより密接にかかわる機会を模索し続けるよう求められている。

また、センターによって 2009 年 3 月「議会のウェブサイトのためのガイドライン」 (以下「ガイドライン」) が刊行された。⁽¹⁰⁾ IPU によって 2000 年に刊行された「議会のウェブサイトの内容と構造に関するガイドライン」⁽¹¹⁾ の改訂版といえる。

2000 年以降の技術開発の進展や新しい導入事例などを反映するために、『世界電子議会レポート 2008』や 2008 年ブリュッセルで開催された世界電子議会会議の討論などを踏まえた内容となっている。

(9) 詳細については、武田美智代「議会の情報発信と情報通信技術 (ICT) —国際的動向と英国の事例を中心に—」『レファレンス』699 号, 2009.4, pp.28-37. 参照。 (<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200904_699/069902.pdf>)

(10) *Guidelines for Parliamentary Websites* (<http://www.ictparliament.org/sites/default/files/webguidelines_en.pdf>)

(11) *Guidelines for the Content and Structure of Parliamentary Web Sites*, Approved by the Inter-Parliamentary Council at its 166th session (Amman, 6 May 2000). (<<http://www.ipu.org/cntr-e/web.pdf>>)

ただし、序文において、公共政策や立法・行政監視問題を取り扱った多くのウェブサイトが林立している現状に対し、立法府の信頼すべき党派性のない公式サイトの必要性を訴えている点では、前回の版と変わっていない。

2 世界電子議会会議 2009

世界電子議会会議 2009 (World e-Parliament Conference 2009)⁽¹²⁾ は、センター及び IPU、UNDESA、米国下院の共同企画により、2009 年 11 月 3 日から 5 日までワシントン DC の米国議会下院において開催された。この会議は、2007 年のジュネーブ、2008 年のブリュッセルでそれぞれ開催された 2 つの世界会議の成果と『世界電子議会レポート 2008』を踏まえて行われた。

この会議には、各国議会の議長・副議長、議員、事務総長、議会のスタッフ、ICT を扱っている立法府の職員、国際機関や研究所のエキスパートなど、88 か国から 450 名以上の参加があった。

会議は、政策に関わる 4 つの全体会議と、5 つの一般セッション・専門セッションで構成された。各テーマは以下のとおりである。

全体会議

- <1> 議会と市民をつなぐ：公開性、透明性および説明責任を促進する新技術
- <2> ICT は新興の民主主義国家の議会をどのように強化することができるか
- <3> 議会の責務を支えるための国際的及び地域のネットワークの重要性
- <4> 民主主義と議会相互の協力の促進：電子議会に関する共有フレームによる制度構築への協同的アプローチ

一般セッション

- ① ICT による戦略的な計画、経営及び管理：立法府の環境の複雑さ
- ② 議会のウェブサイトは、どのように異なる目的と異なる利用者に貢献できるか
- ③ ソーシャルメディア等インターネットの新しいコミュニケーションツールの利用について
- ④ 立法上のドキュメンテーションのライフサイクルを管理するシステム
- ⑤ 議場における技術

専門セッション

- ① 議会のドキュメンテーションのためのオープンスタンダード
- ② 議会における XML の実装
- ③ 技術的なインフラにおける安全性・信頼性
- ④ 記録・報告のための技術的オプション
- ⑤ ICT によるリサーチサービスの向上

会議のテーマは、電子議会に関する政策的課題、技術的課題等あらゆる領域に及んでおり、全ての内容を仔細に紹介することはできない。本稿では、電子議会の実態への理解のために、まず各国のパネリストからの報告のうち、議会と市民をつなぐという視点で典型的と思われるものを選んで要旨を紹介する。

(1) 各国からの報告

- ・ マケドニア旧ユーゴスラビア共和国議会副議長：ジャニ・マクアドリ (Jani Makraduli)⁽¹³⁾

プランを策定するに際しては、ガイドラインを出発点とし、官民の利害関係者全てを含めて参加させ、14 か月で最先端の ICT 環境を整備した。議員やスタッフなら誰でもどこでもどんな機器でもアクセス可とし、ドキュメント本位ではなく、ドキュメントの生成過

(12) 世界電子議会会議ウェブサイト 〈<http://www.ictparliament.org/wepc2009/>〉

(13) *op.cit.* (8), pp.25-26.

程、つまり法案のあらゆるバージョンを含むとともに、関連する活動記録や報告書などのメタデータを付与している。インターネットでの本会議等の放送は当然であるが、放送そのものをアーカイブ化しており、検索・利用が可能になっている。アラートサービスも行っている⁽¹⁴⁾。議会のコスト削減につながり、国民の満足度も高い。

- ・ ブラジル下院議会管理事務局長：アンドリア・ペルナ（Andréa Perna）⁽¹⁵⁾

電子民主主義プログラムにより、市民が電子民主主義ウェブサイト⁽¹⁶⁾において立法過程に参加することを目的としている。市民は同ウェブサイトにおける電子フォーラムやソーシャルネットワークなどのツールを通じて立法過程に参加する。また、ウィキレジス（Wikilegis）⁽¹⁷⁾により、法案の独自のバージョンを作成したり、存在している法案にコメントを付したり提案を行うことができる。5つのバーチャルなコミュニティを構築し、18の電子フォーラム、50の電子のサブフォーラムがあり、メンバーは約2,900名である。ただし、法案に関わるのところまで投票権はない。

- ・ イタリア下院副議長：マウリツィオ・ルピ（Maurizio Lupi）⁽¹⁸⁾

統計やデータを用いて、社会環境の急激な変容を示し、21世紀は持続的に変革するマ

スメディアと様々な次元のコミュニケーションを可能にするネットワークアーキテクチャー⁽¹⁹⁾が支配するようになり、情報コストが著しく低減する、と予想している。それにより情報社会は変容し、例えばインターネットを通じて市民が直接政治に参加することにより、政策決定の透明性が著しく向上するなど、次世代の民主主義の登場を予見している。

- ・ ガーナ議会議長：ジョイス・アデリン・バンフォード・アド（Joyce Adeline Bamford-Addo）⁽²⁰⁾

電子図書館プロジェクトで配置したインターネット接続のパソコンで、ようやく市民はウェブを使えるようになった。官民協力体制により設置したテレビステーションで本会議は全て見ることができる。議会独自のFMラジオ放送を流している。週1回、Facebookで政治的な課題に関してオープンな議論を行っている。

- ・ 南アフリカ各州評議会（上院）議長：ニンワ・マラング（Mninwa J. Mahlangu）⁽²¹⁾

発展途上国は、投資が高額であったとしても、ICTを無視することはできない。ICTは民主主義の基礎を成す情報や知識の源となり、またコミュニケーション・対話を支えるものだからである。南アフリカは、「議会を国民のところに連れて行く」（Taking Parliament to the People）と称するプログラム

(14) ニュースやブログなどの各種サイトの更新情報を簡単にまとめたサマリーを配信する機能（富士通総研経済研究所編『手にとるようにウェブ用語がわかる本』かんき出版, 2007, p.38.）。

(15) *op.cit.* (8), pp.49-50; "Chapter 2," *World e-Parliament Report 2010*, pp.39-40. <http://www.ictparliament.org/sites/default/files/wepr2010_ch02.pdf>

(16) ブラジル電子民主主義ウェブサイト <<http://www.edemocracia.camara.gov.br/publico/>>

(17) ウィキシステムにより立法過程の集合知を集積するシステム。

(18) *op.cit.* (8), pp.20-21.

(19) コンピュータ、端末、通信ネットワークなどの要素からなる通信システムにおいて、各要素の接続条件や、要素間を通信する場合の約束（プロトコル）を体系的に定めたもの。

(20) *op.cit.* (8), pp.18-19.

(21) *ibid.*, pp.23-24.

を実施し、SNS のツールを使って、州ごとの関心事について議員と市民が議論を行っている。また、「電子議会から電子民主主義へ」という5か年計画（2009～2014年）を策定し、市民の政治への参加を強化しようとしている。

発展途上国からの報告は、コンゴ、ドミニカ共和国などからもあったが、先進国との落差が大きく、これらの国々では国際的援助・国際的連携協力、各国相互及び各地域における連携協力の必要性・重要性について多くの発言があった。

センターだけではなく、世界銀行⁽²²⁾や米国国際開発庁⁽²³⁾などからの様々な援助について報告があったが、ここでは各国相互の連携協力の事例として以下の2件について紹介する。

(2) 各国相互の連携の事例

- ・ エジプト国会議員：モハメッド・アブ・ザイド（Mohamed Abou Zeid）⁽²⁴⁾

2008年、アフリカ議会知識ネットワーク（Africa Parliament Knowledge Network: APKN）はアフリカ内の36の議会を構成員として正式に発足し、APKN憲章を定めている。

共通領域における知識や経験の交換、技術開発における能力強化、スタッフのトレーニング及び協力関係の強化を目指している。現在、エジプトが暫定事務局であり、これから実行委員会を創設する途上にある。

- ・ 韓国議会事務次長：リム・インギユ（Lim In Gyu）⁽²⁵⁾

2009年、韓国議会は最初のアジア太平洋議会事務総長フォーラム（Secretaries General

Forum of Asia-Pacific Parliament: SGFAPP）を開催した。32か国から42の議会が参加し、この地域における議会相互のネットワークを確立することを確認し、ソウル・コミュニケ（Seoul Communiqué）を採択している。フォーラムは定期的開催の予定であり、韓国が専用のウェブサイトを構築している。また韓国は、カンボジアに電子議会に関する具体的な援助を行ったことを報告している。

2007年に行った調査によりICTを効果的に導入している議会がごくわずかであったことを理由に、会議に先んじて2009年3月、センターの最高理事会は、ICTによる議会制度の強化のためには長期的な課題があることを認め、5つの重要な目標を示している。⁽²⁶⁾

- ① 公平で万民に開かれた情報社会を創造するためには、国及び国際的な政策を確立する。
- ② 立法府と有権者の絆を強める。
- ③ 各国における法と立法過程へのアクセスの平等性を改善する。
- ④ 世界中の立法府がICTのツールを利用できることを保証する。
- ⑤ 技術的な支援のために、より堅牢で調整されたプログラムを開発する。

国連経済社会問題担当事務次長である シャ・ズカン（沙祖康）は、全体会議<4>において、これらの目標を達成するためには、大規模な議会相互の協力が必要であり、議会がよりシステマティックな方法でICTの利用についての知識と経験を共有化するよう促した。また、先進国の議会や国際的なドナーのコミュニティの寄与・貢献が綿密に統合されなければならないこ

⁽²²⁾ *ibid.*, pp.38-39.

⁽²³⁾ *ibid.*, pp.34-35. 米国国際開発庁（the United States Agency for international Development: USAID）による援助額は、総額4億ドルを超える。

⁽²⁴⁾ *ibid.*, pp.28-29.

⁽²⁵⁾ *ibid.*, pp.29-30.

⁽²⁶⁾ *ibid.*, p.32.

とを強調した。⁽²⁷⁾

シャ・ズカンは、クロージングセッション⁽²⁸⁾において、この点について再度ふれ、議会の立法過程、行政監視及び代表性の機能を支援するICTの使用が進歩するためには、議会、政府、国際組織、学術的な研究所及びドナー間での、更なる参加、協力及び調整が重要であると力説した。また、ICTを通じた議会の変化を支えるためには、国連は支援し続けることを強調した。

3 世界電子議会レポート 2010

世界電子議会レポートは既に2008年版が刊行されているが、その後の2回の世界電子議会会議及び2009年にセンターによって実施された世界的な調査を踏まえて『世界電子議会レポート 2010』（以下『レポート 2010』）⁽²⁹⁾が刊行された。

この報告書は、ICTの世界中の使用状況等について最新のデータを提供している。世界188か国の計264の議院（二院制の場合は両院）と2つの地域議会に調査票を送付し、134の議院から回答があった。2007年の調査では105議院だったので著しく増加したことになる。109か国と欧州議会、アフリカの地域議会の立法府を含んでいる。

『レポート 2010』は、全10章で構成されている。

第1章から第9章の題名は以下のとおりである。

- 第1章：世界の議会へのICTの衝撃
- 第2章：議会と市民とのコミュニケーション
- 第3章：オープンな議会になること
- 第4章：電子議会のビジョン、計画及び管理
- 第5章：議会資料のための標準システム

第6章：図書館・リサーチサービス

第7章：反応性に優れた堅牢な技術インフラ

第8章：2010年における電子議会事情

第9章：連携及び協力

第10章は、2010年から2020年にかけての電子議会の5つに細分化した戦略的目標を短期（2010-2012年）、中期（2013-2016年）、長期（2017-2020年）に分けて、それぞれ呈示している。

本稿では議会と市民をつなぐという視点から、第2章と第10章の関連部分を中心に内容を紹介する。

(1) ツール別の使用率・若者の利用

市民からのeメールは約90%の議会が受け付けている。市民への回答も行っているが、大量のeメールを自動処理するシステムの導入は21%と低く、しかも導入計画の予定や導入を検討している比率は25%と低く、『レポート 2010』はこの傾向を問題視している。

議員個人のウェブサイトがあると回答した議会は約51%である。ただしその場合も議員全員とは限らない。議員がウェブサイトを持つ目的は、意見表明や議会で自分が何をやっているのか報じるという単一方向のものが多いが、なかには市民からの意見、コメントを求める、という対話を目的としている場合もある（75%）。

委員会のウェブサイトがあると回答した議会は約34%あり、そのうちの52%は市民から意見・コメントを求めることを目的としている。⁽³⁰⁾

ウェブサイト、eメール以外のツール20種類の利用について、所得グループ別にまとめたのが図1である⁽³¹⁾。

本会議のウェブ放送（インターネット中継）が高い比率を占めているが、その理由としてはウェブ放送に要する経費は安価であり、技術的

⁽²⁷⁾ *ibid.*, p.33.

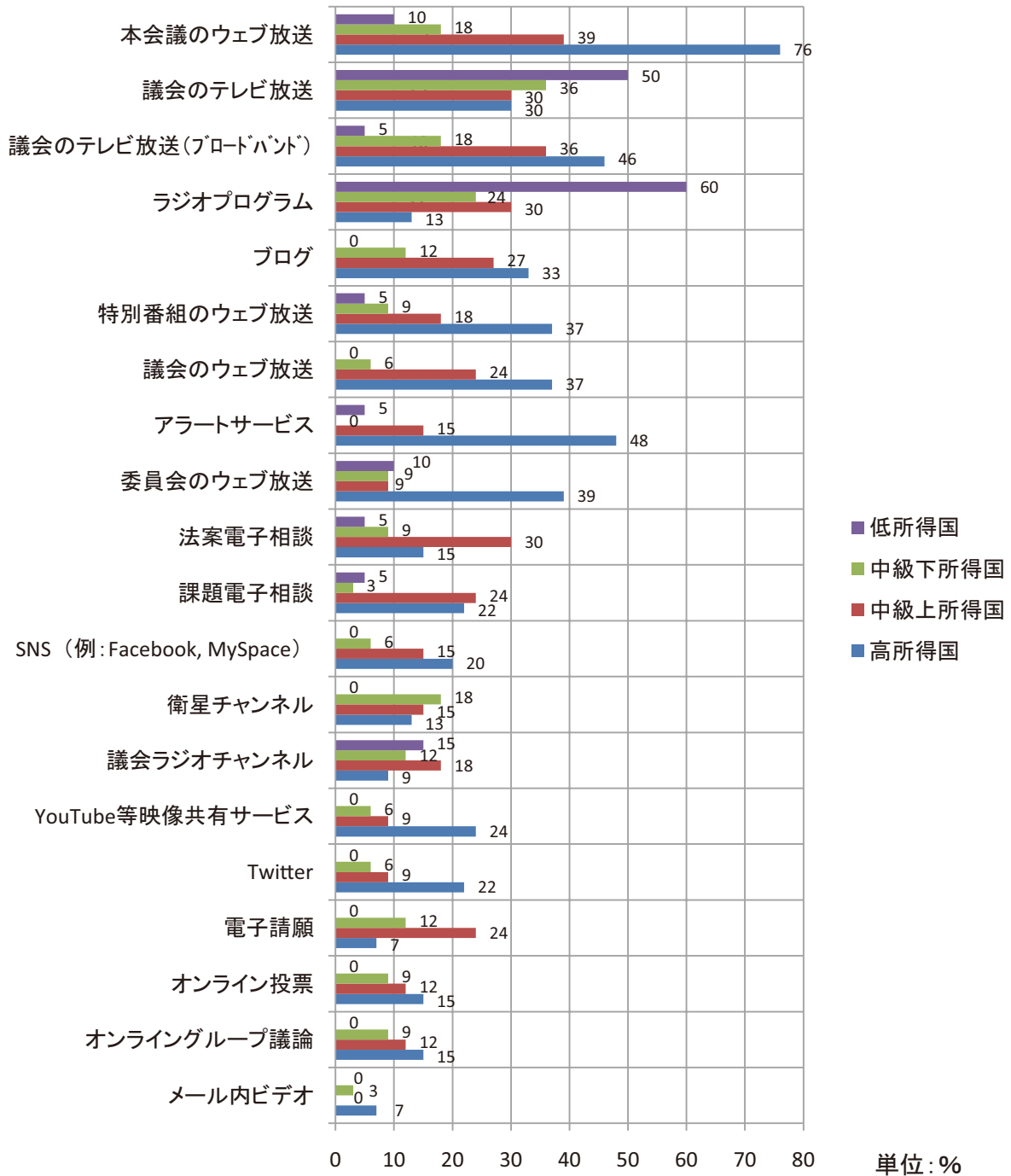
⁽²⁸⁾ *ibid.*, p.83.

⁽²⁹⁾ *World e-Parliament Report 2010* (<http://www.ictparliament.org/wepr2010>)

⁽³⁰⁾ "Chapter 2," *op.cit.* (15), pp.24-29.

⁽³¹⁾ *ibid.*, pp.31-35.

図1 所得別コミュニケーション方法使用率比較



(出典) “Figure 2.8: Communication methods being used, by income groups,” *World e-Parliament Report 2010*, p.35. を基に筆者作成。〈http://www.ictparliament.org/sites/default/files/wepr2010_ch02.pdf〉

にも容易であるにも関わらず広範囲の放送が可能であり、また本会議の重要性からして高い比率になることを『レポート2010』では挙げている。

低所得国では、テレビ・ラジオの比率が高いことが1つの特徴である。

高所得国でも、ソーシャルメディアの代表選手であるブログ(33%)、SNS(20%)及びTwitter(22%)の使用比率はまだ低い、といえる。

一方、若者と一般市民とのソーシャルメディアの利用率を比較すると、若者は一般市民の約2倍利用していることが判明した。⁽³²⁾ 世代別のソー

シャルメディアの浸透率の相違が見て取れる。

表1 若者と一般市民のソーシャルメディア利用率

	若者	一般市民
ブログ	36%	22%
SNS	34%	13%
Twitter	30%	12%

(出典) “Figure 2.14: Comparison of methods used to communicate with citizens and with young people.” *World e-Parliament Report 2010*, p.42. を基に筆者作成。〈http://www.ictparliament.org/sites/default/files/wepr2010_ch02.pdf〉

(2) 議会、議員及び委員会の使用目的等

『レポート2010』は電子議会の目的を、双方向性に重点を置いて、議会、議員、委員会の3つに分けて整理している。⁽³²⁾

議会という制度自体は、近寄りがたいと思われるであろうし、市民が直接に議長に意見を送ることはありえないであろう。議会全体としては、政策的な課題や法案について報知し、現在議会で何が起きているかを説明することに目的があるといえる。

議員は、市民の代表者であり、市民とのやり取りを求め、自己の議会活動のために市民の意見、コメントを求めるのは当然としている。

委員会もまたその活発な議論のためには、市民の意見・コメントを求めているとしている。

それでは、議員は、いつの時点で市民（特に選挙民）と相談しているのか、調査結果によると、委員会での審議中（38%）、議会で法案が提出された直後（38%）、提案事項について説明を行う初期段階（34%）、本会議での投票前（28%）等適宜分散しており、一定の時点で集中してはいない。さまざまな時点でソーシャルメディア

を用いて、議員が市民特に選挙民とやりとりしている姿が窺える。⁽³⁴⁾

(3) 多くの課題

最新の技術を導入するにあたって、議員側、市民側両方に多くの課題があると『レポート2010』は報告している。⁽³⁵⁾

まず議員37%が技術に明るくなく、市民についても21%が技術に通じていない。さらに議会の32%が市民はそもそも立法過程を理解していないと認識している。市民はインターネットにアクセスしていないと回答した議会は約5分の1もある。eメールを過剰に受け取り過ぎていることを課題とした議会もあったが、自動処理システムがこの問題を解決すると『レポート2010』では断じている。議論するグループを組織しても、少数者が討論を独占してしまう点を問題視している。

国際的な協力の調査結果として、議会の28%が支援の意思を示しており、また支援について計画にあるいは検討中の議会は20%もある。逆に支援を求めている議会は46%ある。⁽³⁶⁾ 各国間のデジタルデバイドの解消に展望をもたらす調査結果である。

多くの課題を抱えてはいるが、電子議会の利用が増加傾向にあると回答した議会は85%もあり、今後については楽観的な展望を抱いている。⁽³⁷⁾

(4) 2010-2020年の目標

立法府と有権者とのコミュニケーション強化のためのシステム・ツール等は開発されているが、浸透度はまだまだである。そこで、立法府

⁽³²⁾ *ibid.*, pp.41-42.

⁽³³⁾ *ibid.*, p.44.

⁽³⁴⁾ *ibid.*, pp.38-39.

⁽³⁵⁾ *ibid.*, pp.40-41.

⁽³⁶⁾ “Chapter 9,” *World e-Parliament Report 2010*, pp.153-155. 〈http://www.ictparliament.org/sites/default/files/wepr2010_ch09.pdf〉

⁽³⁷⁾ “Chapter 2,” *op.cit.* (15), p.44.

表2 立法府と有権者の結びつき強化のための目標

	短期 (2010-2012 年)	中期 (2013-2016 年)	長期 (2017-2020 年)
e-メールの自動処理システム導入	全議会のうち、50%	同 75%	同 90%
双方向的なツールの使用率の増加	全議会のうち、25%	同 50%	同 75%

(出典) “Chapter 10,” *World e-Parliament Report 2010*, p.174. を基に筆者作成。〈http://www.ictparliament.org/sites/default/files/wepr2010_ch10.pdf〉

と有権者の結びつきを強化するために、今後10年間の目標を表2のように示している。⁽³⁸⁾

II 米国の事例

ウェブサイトにおける議会情報の発信及び議員等と市民をつなぐ双方向のコミュニケーションの実態について、2008年の大統領選挙以来、ソーシャルメディアの浸透率が著しく増している米国の事例について紹介する。

1 GPO アクセスと他の7つのウェブサイトとの比較

日本の場合、ウェブサイトにおける議会情報の発信は、主として立法府の各組織すなわち衆議院、参議院および国立国会図書館によって行われている。米国の場合は事情がやや複雑で日本の立法府にあたる連邦議会の上院 (Senate)⁽³⁹⁾、下院 (House of Representatives)⁽⁴⁰⁾、議会図書館

の THOMAS⁽⁴¹⁾ および連邦政府印刷局 (Government Printing Office: GPO)⁽⁴²⁾ だけではなく、民間企業が商用サービスとして議会情報の発信を行っており、これらは連邦政府系のウェブサイトによる議会情報の発信とはまた違う様相を呈している。

GPO は、過去に5回、これらのウェブサイトの議会情報の発信状況について比較・分析した調査報告書⁽⁴³⁾を公表している。

2008年の調査報告書 (Comparison of Legislative Resources on GPO Access and Selected Government and Non-Government Web Sites October 2008⁽⁴⁴⁾ : 以下「調査報告書」) は、GPO Access (以下「GPO アクセス」)⁽⁴⁵⁾が発信している34種類の議会情報について、他のウェブサイトが同種類の情報を発信しているか否か、発信している場合は自前かリンクを張っているのか、どれくらい過去に遡って提供しているのか、などを比較している (表3参照)。

(38) “Chapter 10,” *World e-Parliament Report 2010*, p.174. 〈http://www.ictparliament.org/sites/default/files/wepr2010_ch10.pdf〉

(39) 米国上院 〈<http://www.senate.gov/>〉

(40) 米国下院 〈<http://www.house.gov/Welcome.shtml>〉

(41) 議会図書館 THOMAS 〈<http://thomas.loc.gov/>〉 米国連邦議会の立法情報提供システム。

(42) 連邦政府の3つの部門 (立法・行政・司法) の諸活動から産出する、様々な情報を収集、整理、出版、提供、認証、保存することを任務としている。〈<http://www.gpoaccess.gov/index.html>〉

(43) 1999年、2000年、2001年、2003年、2008年に調査を行っている。以下のページで全ての報告書が閲覧できる。
fdlp desktop 〈http://www.fdlp.gov/home/repository/cat_view/72-about-the-fdlp/127-gpo-projects/260-legislative-comparison-report〉

(44) *Comparison of Legislative Resources on GPO Access and Selected Government and Non-Government Web Sites October 2008*. 〈http://www.fdlp.gov/home/repository/doc_download/1193-legislative-comparison-report-2008〉

(45) GPOが提供しているシステム。このシステムにより、誰でもインターネットにより無料で米国連邦政府の情報にアクセスできる。現在、後継システムである連邦デジタルシステム (Federal Digital System: FDsys) にデータを移行中 (2010.8.18時点)。

表3 立法情報源に関する米国ウェブサイトの相互比較関連表

立法情報源	連邦政府系ウェブサイト				民間商用データベース			
	GPOアクセス	下院	上院	THOMAS	レクシス ネクシス	ウェストロー	CQ.com	ハイン オンライン
1 9-11委員会最終報告 (9-11 Commission Final Report)	全て				全て	全て		
2 キャノン先例集 (Cannon's Precedents)	全て	GPOアクセス にリンク			全て			
3 法案 (Congressional Bills)	1993～現在	GPOアクセス、 THOMASに リンク	GPOアクセス、 THOMASに リンク	1989～現在	1989～現在	1995～現在	1987～現在	
4 委員会プリント (Congressional Committee Prints)	1997～現在	1995～現在		1995～現在	1830～現在			
5 名簿 (Congressional Directory)	1995～現在	current, GPOアクセス にリンク	GPOアクセス にリンク	下院、上院、 GPO アクセス にリンク	various 1882- 1969, 1971～現 在	1999～現在	1995～現在10	
6 議院文書 (Congressional Documents)	1995～現在	議会図書館に リンク	various	1774-1873, 議会図書館に リンク	1789-1969, 1995～現在	various	1774-1873, 議会図書館に リンク	various
7 公聴会記録 (Congressional Hearings)	1997～現在	GPOアクセス にリンク	GPOアクセス、 THOMASに リンク		1824～現在	1993～現在	1990～現在 (select hearings only)	
8 写真付名簿 (Congressional Pictorial Directory)	1997～現在	GPOアクセス にリンク	GPOアクセス にリンク	GPOアクセス にリンク	1987～現在	1999～現在	1995～現在10	
9 連邦議会議録(合冊版) (Congressional Record, Bound)	1999～2001				1974～1997			全て
10 連邦議会議録 (Congressional Record)	1994～現在	THOMASに リンク	GPOアクセス にリンク	1989～現在	1985～現在	1985～現在	1987～現在	1994～現在
11 連邦議会議録索引 (Congressional Record Index)	1983～現在	THOMASに リンク	THOMASに リンク	1995～現在	1789～現在		1995～現在	全て
12 議会報告書 (Congressional Reports)	1995～現在	GPOアクセス、 THOMASに リンク	GPOアクセス、 THOMASに リンク	1995～現在	1990～現在	various	1989～現在	
13 デスクラー先例集 (Deschler's Precedents)	全て	GPOアクセス にリンク						
14 経済指標 (Economic Indicators)	1995.4～現在				1948～現在			
15 会計検査院長決定 (GAO Comptroller Decisions)	1995.10-2008					1921～現在		
16 GAO報告書 (GAO Reports)	1993, 1994, 1995-2008				2004～現在	1994～現在		
17 ヒンド先例集 (Hinds' Precedents)	全て	GPOアクセス にリンク			全て			
18 法案履歴 (History of Bills)	1983～現在	THOMASに リンク		1973～現在	1974～現在		1973～現在	
19 下院カレンダー (House Calendars)	1995～現在	current		1976～現在			1967～現在	
20 下院ジャーナル (House Journal)	1991-1999	議会図書館に リンク		議会図書館に リンク	1817-1955			
21 下院実践例集 (House Practice)	1996, 2003	GPOアクセス にリンク						
22 下院規則・マニュアル* (House Rules and Manual)	1997～現在	GPOアクセス にリンク			1995～現在			
23 歳入委員会プリント (House Ways and Means Committee Prints)	1995～現在	1995～現在			circa 1928～ 現在			
24 独立検察官調査 (Independent Counsel Investigations)	various				various			
25 公法律と個別法律 (Public and Private Laws)	1995～現在	GPOアクセス にリンク	THOMASに リンク	1973～現在	1988～現在	1973～現在	1789～現在	

26	リデック先例集 (Riddick's Senate Procedure)	全て		GPO アクセス にリンク		see footnote7			
27	上院ビジネスカレンダー (Senate Calendar of Business)	1995～現在		current, GPOアクセス にリンク	1978～現在			1967～現在	
28	上院マニュアル (Senate Manual)	1995-1996, 1999-2002		current		1996～現在6			
29	一般教書 (State of the Union)	1992～現在			1989～現在	various8	1985～現在11	1987～現在11	1994～現在11
30	制定順法律集 (Statutes at Large)	2003, 2006	議会図書館に リンク			1789～現在1	1789-1972		全て
31	アメリカ合衆国法典 (U.S. Code)	1994, 2000 editions, plus supplements	1988, 1994, 2000, 2006 editions plus supplements	GPOアクセス にリンク	下院にリンク	current		current	全て
32	アメリカ合衆国憲法 (U.S. Constitution)	1992, 2002 editions, plus supplements	NARAにリンク	NARAにリンク	NARAにリンク	various	current		GPOアクセス にリンク
33	連邦政府官職一覧** (United States Government Policy, Supporting Positions)	1996～現在				1960～現在			
34	GPO編集印刷様式マニュアル (United States Government Printing Office Style Manual)	2000 年版							

* 下院の議会手続きのための基礎的資料集。第一会期中に出版される。

** 通称“The Plum book” 黄表紙の本で大統領が任命権をもつ連邦政府官職 [ポスト] 約 3,000 の一覧。

(出典) *Comparison of Legislative Resources on GPO Access and Selected Government and Non-Government Web Sites October 2008*. <http://www.fdlp.gov/home/repository/doc_download/1193-legislative-comparison-report-2008>

比較の対象となった民間企業の商用サービスは、CQ.com⁽⁴⁶⁾、HeinOnline⁽⁴⁷⁾ (以下「ハインオンライン」)、Lexis-Nexis Congressional⁽⁴⁸⁾ (以下「レクシスネクシス」) 及び Westlaw⁽⁴⁹⁾ (以下「ウェストロー」) である。

GPO アクセスが発信している 34 種類の議会情報を他の 7 つのウェブサイトが発信している

か否かを数値的に明らかにしたのが表 4 である。

2 議員と市民とのコミュニケーション

2008 年の大統領選挙以来、SNS が社会的動員の有力な新しい方法になっており、ソーシャルメディアは議会における仕事の方法に影響を与え続けている⁽⁵⁰⁾。

表 4 GPO アクセスを基準とする議会情報発信数の比較

単位：種類

連邦政府系ウェブサイト		民間商用データベースサービス	
GPO アクセス	34	レクシスネクシス	26
下院	22	ウェストロー	14
THOMAS	16	CQ.com	12
上院	13	ハインオンライン	8

(出典) *Comparison of Legislative Resources on GPO Access and Selected Government and Non-Government Web Sites October 2008 (Revised)*, pp.5, 6. の表を筆者が合成して作成。<http://www.fdlp.gov/home/repository/doc_download/1189-legislative-comparison-report-2008-revised>

(46) CQ.com <<http://www.cq.com>>

(47) ハインオンライン <<http://heinonline.org/>>

(48) レクシスネクシス <<http://www.lexisnexis.com/academic/1univ/cong/default.asp>>

(49) ウェストロー <<http://www.westlaw.com/>>

(50) “Chapter 2,” *op.cit.* (15), pp.26-27.

共和党の議員の85%がユーチューブを、72%がFacebookを、59%がTwitterを使用し、市民への声明発表、市民との対話等に役立てている。また、ほとんどの議員は自分のウェブサイトを持っており、自分が議会でどのような投票をしたか明らかにしている⁽⁵¹⁾。

各議員のウェブサイトについては、上院、下院のサイトから容易にアクセスできる⁽⁵²⁾。

議員が数千もの有権者と1つの電話回線を通じて対話するteletown hall meetingsも行われており、アメリカ国内での浸透が著しいFacebookの利用などで、議員は自分の選挙区に頻繁に帰ることなく、選挙民とのコミュニケーションを充分に行うことが可能になっている⁽⁵³⁾。

なお、米国政府は、Twitter、Facebook、My Space等で情報発信を行っており、米国民は政府の情報に対しコメントなどを寄せることができる。

Ⅲ 電子議会の概念の変遷と今後の見通し

単なる情報発信の段階から、双方向のコミュニケーション、市民の立法過程への参加の可能性等電子議会はICTの進化、浸透とともにその様相を変えつつある。

1 情報発信機能を軸とした第一段階

2006年、国連開発計画の報告書では電子議会を「立法機能、国民代表機能、行政監視機能といった議会の主要な機能及び活動を拡充・強化するため、議会制度にICTを活用すること」と定義している。⁽⁵⁴⁾

議会のウェブサイトにおける情報発信機能を

強化し、議会自身の主要な機能及び活動を拡充・強化するとともに、アクセスをしやすいことにより、電子議会は国民に対する公開性・透明性を高め、また国民の代表である議員の説明責任を果たすことにも貢献しているといえる。

紙媒体の印刷物のみの時代は、国民は議会図書館等公共的な施設に出向かなければ、議事録等の閲覧はできなかった。そうした時代に比べれば、現在では議会の公開性、透明性は抜群に向上したといえる。

我が国、米国の事例は、そのことを明確に示している。

2 ソーシャルメディアによる双方向のコミュニケーションが加わった第二段階

かつては、政治家と市民との対話は選挙の際が最高潮であり、選挙と選挙の間は、手紙、電話、会合等の手段が使われていた。これらの手段にeメール等のソーシャルメディアが加わることにより、議員、委員会と市民との双方向のコミュニケーションが一層強化されている。

インターネットにおける情報発信機能により、議会の公開性、透明性は高まったが、議員・委員会等と市民との対話がソーシャルメディアにより強化され、電子議会は次の段階に入った、といえる。米国の事例は、その典型といえよう。

議員は市民を代表する者であり、議員と市民との対話の強化は議会の代表性を高めている。ソーシャルメディアのうち最も浸透しているのはeメールであるが、ブログ、Twitter、SNS等の幅広い浸透も今後大きな影響をもたらすものと思われる。

現在約5億人がアカウントを取得している世

(51) *ibid.*, pp.21-22.

(52) 上院については〈http://www.senate.gov/general/contact_information/senators_cfm.cfm〉下院については〈http://www.house.gov/house/MemberWWW_by_State.shtml〉からアクセスできる。各州の地図からのアクセスなどが可能になっている。

(53) *op.cit.* (8), pp.21-22.

(54) UNDP, "Empowering Parliaments through the Use of ICTs," March 2006, pp.5-6. 〈<http://sdnhq.undp.org/e-gov/e-parl/e-parl-report-final-printer.pdf>〉

界最大の SNS である Facebook が誰でも登録可能になったのは 2006 年 9 月以降であるが、この数年の伸びは数億人単位である。数年以内には 10 億人に到達する可能性がささやかれている。また、携帯電話の普及もこの傾向に拍車をかけるであろう⁽⁵⁵⁾。

3 立法過程そのものへの市民の参加

第二段階は立法過程そのものへの市民の参加である。議会は、あくまでも議員が市民の代表者として議会で活動することを補佐する仕組みであったが、ブラジルなどでは市民が直接立法過程に関与することが試みられている。

ブラジルの事例だけではなく、イタリアの下院副議長は次世代の民主主義の登場を予見している。ただし、ブラジルの事例に見られるように法案に関わるところまで、当然議会における投票権を与えているわけではない。投票権を与えるなら、議員の代表性を損ねることとなるが、逆に直接民主制の可能性を窺わせる。議員のなかには市民の立法過程や複雑で困難な政治的課題への無理解を理由に反対する者も多い。

今後の動向が注目される場所である。

4 「現在の若者」が社会の主役になる未来への予見

インターネットや新しいウェブの技術を苦も無くたちどころに吸収してしまう、いわゆるデジタルチルドレン、デジタルネイティブの世代

は現在 30 歳台後半が最高齢といわれているが、10 年から 20 年先は、彼らが社会の中核的存在となる。

彼らは、電子的空間において地理的・時間的制約に左右されず、フラットな関係で国際的対話を進めている。「はじめに」で紹介した米国下院議長ナンシー・ペロシの発言からも窺えるように彼らの存在は驚異として受け取られていると同時に 10 年後 20 年後を待つまでもなく、彼らを社会の主役に担ぎ出そうとする動きすらある。⁽⁵⁶⁾

電子議会の今後を考える上では、彼らの存在を最大限に注視することが必須である。

おわりに

電子議会の成立、定着のためには、各国及び国際的レベルでの政策の整備、計画策定、ウェブ技術へのリテラシー向上、そのための研修体制の整備、発展途上国への支援体制、議会相互の連携・協力体制等、『レポート 2010』で整理されているが多くの課題がある。

本稿は、電子議会への理解を促進するため、「議会と市民とをつなぐ」という視点で電子議会の紹介につとめたが、電子議会をめぐる諸外国、国際機関の動きが急速で大規模であることを考慮すると、今後は各論の紹介、立法府内での組織的議論・対応等が必要であると思われる。

(おかむら みつあき)

(55) “Chapter 2,” *op.cit.* (15), p.45.

(56) ドン・タプスコット (栗原潔訳) 『デジタルネイティブが世界を変える』翔泳社, 2009, p.14. (原書名: Don Tapscott, *Grown Up Digital: How the Net Generation is Changing Your World*, 2009.) において著者は以下のように述べている。「若い世代が年長者に対して未来にどう備えるべきかを教えてくれる時代が初めて到来したのだ。子供たちや若者たちが使っているデジタルツールはほとんどの一般企業に存在するものより強力だ。ネット世代の声を聞き、深く関与することで、ネット世代の対話、コラボレーション、テクノロジー活用文化が、この狭くなる地球をより安全で、公正で、豊かな未来に適合させていくための経済的及び社会的発展をもたらしてくれると、私は信じている。」